

堺市学校給食用物資納入登録業者の募集について

公益財団法人堺市学校給食協会は、堺市立小学校93校、堺市立支援学校3校（分校を含む）の学校給食及び選択制での中学校給食に必要な物資の調達を行なっております。

令和5年度の学校給食用物資納入業者として登録をご希望する方は下記のとおり申し込みください。

1. 登録資格要件

- (1) 物資納入に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 営業について、法令等の規定により官公署の免許、許可又は登録が必要な場合に、その免許、許可又は登録を受けている者。
- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に規定する入札参加除外者等でないこと。

2. 登録業者の基準

(1) 立地条件

- ア 堺市または大阪府内若しくは隣接する府県に営業所があること。
- イ 製造加工を要する食品については、堺市内または大阪府内若しくは隣接する府県に製造加工の設備があること。ただし、前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要数量の調達が困難な食品はこの限りでない。

(2) 信用状況

- ア 経営状態が堅実であるとともに、営業内容が良好で販売実績をあげていること。
- イ 経営実績等から社会的信用を得ていること。
- ウ 引き続き2年以上の経営経歴のあること
- エ 納税義務を完全に履行するなど誠実な経営に努めていること。
- オ 学校教育の一環として実施する給食をよく理解していること。
- カ 代理店・製造元・仲買人資格があり仲介営業でないこと。

(3) 安全衛生管理

- ア 食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること。
- イ 食品衛生監視票の監視評点が85点以上であること。
- ウ 製造加工業者については、材料倉庫・製品置場・冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- エ 品質管理が十分に行われ生産から配送まで食品の安全と衛生の管理が徹底していること。
- オ 従業員に対する健康管理が十分に行き届いていること。

(4) 供給能力

- ア 仕入れ能力及び製造加工能力を十分に保有していること。
- イ 工場・倉庫・店舗等固定した施設を保有していること。
- ウ 指定した期日、時刻、場所に正確に配送できる能力を有していること。
- エ 緊急に対応できる態勢を有していること。

3. 登録申請書の配布期間及び受付期間

	期 間	場所・時間
申請書の配布	令和4年11月14日（月）から 令和4年11月30日（水）まで	堺市南区桃山台1丁23番1号 公益財団法人堺市学校給食協会 電話 072-297-5001 平日（土・日・祝日は除く）の 9時から16時まで
申請書の受付	令和5年1月10日（火）から 令和5年1月31日（火）まで	

* 申請書の配布及び受付は、郵送では行っておりません。

なお、申請書の受付に必要な添付書類等は、申請書配布時にお知らせします。

4. 登録期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5. その他

- (1) 登録の可否は、「学校給食用物資納入業者選定委員会」において決定されます。
- (2) 使用物資の選定は、「物資選定委員会」において決定されます。

公益財団法人堺市学校給食協会

担当：西尾

TEL 072-297-5001